

SUGOCA に関する特約

第 1 条 目的

本特約は、九州旅客鉄道株式会社（以下、「JR 九州」という。）とカード発行会社等（以下、「カード発行会社」という。なお、カード発行会社等には提携企業を含むものとする。）の発行する「クレジット一体型 SUGOCA」及び「デビット一体型 SUGOCA」（以下、「カード」という。）を情報記録媒体とした JR 九州所定の乗車券（以下、「IC カード乗車券」という。）において、会員に提供するサービスの内容と、会員がそれらを受けるために条件を定めることを目的とします。

第 2 条 適用範囲

1. 本特約は、各社の定めるクレジットカード会員規約、デビット会員規約やその他会員規約等（以下、「会員規約等」という。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。
2. 会員が IC カード乗車券を利用する場合は、IC カード乗車券取扱規則（平成 21 年 2 月九州旅客鉄道株式会社公告第 11 号。以下、「IC カード取扱規則」という。）による記名式 SUGOCA 乗車券として取り扱います。
3. 会員はカードを、IC カード取扱規則による SUGOCA 定期券としては利用できないものとします。
4. IC 乗車券の利用等に関し、本特約に定めていない事項については、IC カード取扱規則及び SUGOCA 電子マネー取扱規則（平成 21 年 2 月九州旅客鉄道株式会社公告第 26 号。以下、「電子マネー取扱規則」という。）の定めるところとします。また電子マネー取扱規則による場合、「SUGOCA 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

第 3 条 用語の定義

本特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「各社」とは、JR 九州及びカード会社をいいます。
- (2) 「SF」とは、JR 九州が相当の対価を得て IC カード乗車券に記録した金銭的価値をいいます。
- (3) 「チャージ」とは、JR 九州の定める方法で IC カード乗車券に SF を積み増しすることをいいます。

第 4 条 デポジット

カードについては、デポジットに関する IC カード取扱規則の定めは適用しないものとします。

第 5 条 チャージ

会員は、IC カード取扱規則第 12 条に定める機器等によってチャージすることができます。

第 6 条 SF 残高の確認

会員は、IC カード取扱規則第 13 条に定める機器等によって SF 残高を確認することができます。

ます。

第7条 払いもどし

1. JR九州は、本特約第9条、第10条及び第11条に該当する場合で、会員から請求があった場合、ICカード取扱規則第31条の定めに準じてSF残額を払いもどします。
2. 前項による払いもどしをした以降は、カードのICカード乗車券は使用できなくなるものとします。

第8条 再発行時の取扱い

1. 各社は、ICカード取扱規則第32条及び第34条にかかわらず、別途定める場合にICカード乗車券の再発行を行います。
2. ICカード取扱規則第32条及び第34条による再発行を行った場合、従前のカードのSF残額及びJRキューポについては新カードへ引き継がれます。また、SUGOCAオートチャージ設定については新カードへ引き継がれます。

第9条 カードが無効となる場合等

各社は、次の各号に該当する場合、ICカード乗車券を無効とし、会員資格の喪失等の処置をとることがあります。

- (1) ICカード取扱規則第27条または第28条に該当した場合
- (2) 電子マネー取扱規則第6条第1号に該当した場合
- (3) 会員のICカード乗車券の利用が会員規約等または本特約の規定に違反した場合、あるいは違反するおそれがある場合

第10条 更新カード発行時の取扱い

1. 会員は、有効期限を更新した新しいカードが送付された場合で従前のカードにICカード乗車券の情報がある場合は、その有効期限内にSF残額が0円になるまでカードをご利用いただき切断の上破棄していただくか、本特約第7条によるSF残額の払いもどしを行うものとします。
2. 前項によるカード更新を行った場合、JRキューポは新しいカードへ引き継がれます。なお、SUGOCAオートチャージ設定は新カードへ引き継がれませんのでSUGOCAオートチャージサービスをご利用になる場合は会員が別途設定を行う必要があります。

第11条 退会の手続き

会員がカードを任意に退会する場合は、第7条によるSF残額の払いもどしを行った上で、会員規約等の定めによるものとします。

第12条 免責事項

1. カードを紛失または盗難にあった場合等に、カードの使用停止措置が完了するまでの間に他人によるICカード乗車券の使用等（払いもどしを含みます。）があった場合、各社はそれらを補償する責めを負いません。
2. カードのICカード乗車券の機能が使用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、各社はその責めを負いません。

第 13 条 有効な特約

最新の印刷物、または最新のホームページに記載された特約ならびに告知内容は、全て従前の特約及び告知に優先するものとなります。

(2017 年 7 月 31 日時点)